

社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 役員の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員の報酬等の支給は、勤務形態に応じて次のとおりとする。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。ただし、常勤役員を職員が兼ねる場合は常勤役員の報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員の報酬等の額)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法は、本会の職員の例による。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会会長等報酬規程（平成27年7月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月26日から施行する。

別表1 非常勤役員の費用弁償額

日額 2,000円

別表2 常勤役員の報酬

会長 月額 150,000円

常務理事 月額 334,000円